

漁業権の条件について

1 共同漁業権（検討案）

検討案	現行漁業権
治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと	治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと

2 区画漁業権（検討案）

検討案	現行漁業権
(1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと	(1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと
(2) こい小割式養殖業の小割網生けす 1 面の面積は 82.5 平方メートル以内とし、その敷設数は 25 面以内とすること（第 1 種区画漁業権（諏訪湖））	(2) こい小割式養殖業の小割網生けす 1 面の面積は 82.5 平方メートル以内とし、その敷設数は 25 面以内とすること治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと（第 1 種区画漁業権（諏訪湖））
	(3) 地域に開かれた漁業協同組合づくりをすすめるために、財務運営、増殖事業及び遊漁規則等の内容を、ホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと（第 1 種区画漁業権（諏訪湖））
	(4) 地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること（第 1、2 種区画漁業権（諏訪湖、白樺湖））

2 条件に関する規定等

○ 漁業法

（漁業権の条件）

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第十章 罰則

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者

○漁場計画の樹立について（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）

3 条件

漁業権免許に条件をつける際には、以下に注意すること

- ・違反者には法の罰則が適用されることから、漁業取締上の観点から十分慎重に検討すること。
- ・将来の工事を予想して、漁業被害に対する補償要求してはならない旨の条件等をつけることはできない。

4 検討案について

・共同漁業権

過去に河川での治水工事等を行う際に、工事の施行側と漁協との間にトラブルが生じた事例があったことから、今後も継続して付していくこととした。

・区画漁業権

水産庁との協議及び上記の水産庁長官通知の内容を踏まえた結果、現行漁業権の(3)及び(4)の条件はこれらの趣旨には合致せず、条件として付すには適切ではないと判断されたため、除外することとした。

なお、(2)の条件については、資料4-3にあるとおり、諏訪湖漁協の意向と対応から、次期区画漁業権については、同様の条件を付すこととした。

○参 考

漁業調整とは：広義には、漁場を総合的に利用し、漁業生産力の民主的発展を図るとの漁業法の目的を表す概念。狭義には、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図ること。

公益とは：社会一般のためになる、公共の利益。（一般的な意味）

具体的な例示：船舶の航行、停泊、係留、水底電線の敷設、土地収用に関する特別法により収用等できる事業（港湾、漁港、海岸保全施設等）が公益に該当。